

再生医療普及協会特定認定再生医療等委員会規定 新旧対照表

変更箇所	新	旧
(技術専門員) 第6条 3	<p>技術専門員は、委員会への出席を要しない。ただし、委員会の求めに応じて出席し、説明することはできる。また、委員が技術専門員を兼任して評価書を提出することができる。</p> <p><u><削除></u></p>	<p>技術専門員は、委員会への出席を要しない。ただし、委員会の求めに応じて出席し、説明することはできる。また、委員が技術専門員を兼任して評価書を提出することができる。</p> <p><u>その場合、委員を兼任している技術専門員が委員会に出席して意見を述べることにより、それをもって評価書の提出とする。</u></p>
(審査料) 第11条 3	<p>審査料は、その全額を当該審査を開始する日の<u>1週間前</u>までに全納するものとする。</p>	<p>審査料は、その全額を当該審査を開始する日の<u>前日</u>までに全納するものとする。</p>